

2021年11月理事会において、一般社団法人化に向けて、検討を開始することを確認した。総務部、広報渉外部を中心に検討を開始しており、本日は中間報告を行う。

1. 一般社団法人とは

あらためて、現在は任意団体（権利能力なき社団）であるが、一般社団法人となると、どういう変化があり、メリットがあるかを明確にする。

(1)一般社団法人とは

- ・「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年制定）に基づく。
- ・社団とは一定の目的をもって結成した人の集団。設立すれば法人格を取得する。
- ・営利を目的としていないことが条件であるが、公益の有無は問われず（収益事業は可能）、ただし剰余金を分配できない。
- ・2名以上の社員によって設立可能。主たる事務所の所在地を管轄する法務局に登記を行うことで設立可能。その際、公証人による定款の認証が必要。法定費用として11～12万円が必要と言われている。
- ・意思決定は機関において行う。その機関として、社員総会（会社でいう株主総会）と理事会（会社でいう取締役会）を置く＝総会や理事会にいっそう重要になる。

(2)一般社団法人化のメリット

- ・権利能力を有することになるので、法律上の権利・義務の主体となるとともに、その地位が客觀化されるため、以下のメリットが想定される。

1)広告依頼の信頼性向上、

2)体育館確保の際の信頼性向上、

3)様々な補助金等へのエントリーの可能性拡大、

4)企業等との契約、金融機関の口座開設等においての信頼性向上など

- ・メリットの一方、見極めておくべき課題もある。

1)社員や役員の選任の手続きや権限を厳格化する必要がある

2)会計、記録（議事録などを含む）等事務手続きが煩雑になる（正確さを求められる）

3)法的な責任を果たす義務が高まる（契約内容に沿った履行など）

⇒トータルにガバナンス（統治）力量を、理事・学生委員ともに高める必要がある

総務、財務、広報渉外を中心に理事・学生委員の運営への関わり強化が必要

2. 当面必要なこと

- ①定款が必要。現在の規約の内容を取り込み、法令に沿った定款整備が必要。

→日学、関西男子学連の先行例を参考に作成する。

②法令上、定められた社員総会（社員）、理事会（理事）をどのように構成するかを検討する必要がある。

→現在の役員構成との整合性が保てないところについて、その在り方の検討が必要

→そのほかは現在の役員構成に対応させることを基本に法に合わせて制度を設計する

→理事の定数（現在 35 名）の在り方、社員（現在であれば各チーム主務）の選出手続きや届け出・管理、学生委員会の位置づけなどを整理する必要

③議事録はじめ、様々な総務的な事柄の適正化とルールに則った運用に備える必要がある（マニュアル化）。

→議事録の形式などの調整

→資料の保管

→財産（資産）管理

→手続き等の証憑の保管（理事会出欠用紙、委任状、社員選任届などの管理）

④法人化に際して、学連財政・財務に対する基本的な考え方の再整理を行う

→一般予算、大会予算という考え方の見直しと、運営協力費・運営費の見直し
原則として大会参加費を収入とする構造への転換が必要

→実務的には、予算・決算の様式、ソフトの導入の必要性の確認

→備品を含む財産の適切な管理と購入決定やルールの策定

⑤以上を踏まえた現行規約、内規の見直しと「学連規約・規程集」の作成を行う必要がある

3. 今後の進め方

・1/22（土）理事会 一般社団法人化の意義とメリット、作業状況を報告

⇒男子学連定款を参考にしつつ、総務、広報渉外部理事を中心に、定款案を作成する

・3月には法人化する方向を理事会で議決してもらい、4月の総会で報告する

⇒理事会のもとに検討委員会を置いて検討する

・7月中をめどに定款原案を作成して、日学など必要な調整を行う

・8月～11月の間で、関連する準備を進める（マニュアル化など）

・12月に次期役員改選の進め方を提案する際には、法人化を前提として検討

2023年4月1日付で一般社団へ移行することを目指す

（参考）関西男子学連定款

（以上）